

## これまでに寄せられた主な質問に関する考え方

(平成17年10月施行関係：平成17年9月7日追加分)

### 旧措置入所者の利用者負担の取扱い

(問1) 食費・居住費の特定負担限度額及び給付率の算定に当たって、基準となる額はどのように算出するのか。

(答)

基準額は、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ（2）（一）a若しくはb又は介護福祉施設サービスのロ（2）（一）a若しくはbに定める単位数に十円を乗じて算定するものとし、地域区分や初期加算等の諸加算は含まないものとする。

(問2) 旧措置入所者の利用者負担について、「老齢福祉年金受給者に準ずると認められる者」については、現行どおりの取り扱いとしていいのか。

(答)

お見込みのとおり。

老齢福祉年金受給者に準ずると認められる者とは、介護保険法の施行の際現に介護保険法施行法第20条の規定による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号）第28条第1項の規定による被措置者に係る費用徴収が、「老人保護措置費の国庫負担について」（昭和47年6月1日厚生省社第451号厚生事務次官通達）別表2に定める費用徴収基準の「対象収入による階層区分」において0円～420,000円に該当するものをいう。

(問3) 実質的負担軽減者以外の者については、一般の低所得者と同様の取扱いとあるが、介護報酬は、一般（旧措置入所者以外）の単位を適用するのか。

(答)

実質的負担軽減者以外の者についても旧措置入所者であることにかわりはなく、旧措置入所者の介護報酬の単位を適用することとなる。

(問4) 従来型個室の経過措置については、旧措置入所者についても適用されるのか。

(答)

従来型個室の経過措置については、旧措置入所者へも適用される。

(問5) 平成17年9月30日において利用者負担が10%の方は、利用者負担を再計算することなく、平成17年10月1日以降も10%となるということによいか。

(答)

お見込みのとおり。

(問6) 旧措置入所者における認定証の記載方法等はどのようになるのか。

(答)

#### 1 実質的負担軽減者の記載方法等

- ① 認定の申請に当たって、実質的負担軽減者は申請書に入所する居室の種別を記入する。
- ② 食費及び居住費の特定負担限度額、利用者負担割合の算定にあたっては、申請書に記入された入所する居室の種別に基づき算定することとする。
- ③ 「介護保険特定負担限度額認定証」において、居住費の特定負担限度額の欄は、入所する居室の種別にのみ金額を記載することとし、それ以外の居室については、「－」または「＊」等を記載することとする。(別紙1参照)
- ④ 「介護保険利用者負担減額・免除等認定証」における給付率については、入所する居室の種別に基づいて算定した数値を記載することとする。

#### 2 実質的負担軽減者以外の者の記載方法等

「介護保険特定負担限度額認定証」における記載方法は、一般の利用者と同様とすることから、居住費の特定負担限度額の欄は、全ての種別の居室に金額を記載することとする。(別紙2参照)

（問 7）旧措置入所者の受給者異動連絡情報は、どのように入力をすればいいのか。

（答）

1 実質的負担軽減者について

受給者異動連絡票情報の項番 5 1～5 5（居室の種別）の入力については、入所する居室の種別に該当する項番にのみ金額（特定負担限度額）を入力し、その他の居室に該当する項番については、「9 9 9 9」と入力することとする。

2 実質的負担軽減者以外の者について

一般の入所者と同様の取扱いとなる。

（問 8）来年度の認定証の発行にあたっては、平成 18 年 6 月 30 日時点で実質的に負担軽減を受けているかどうかを判断するのか。

（答）

来年度の認定証の発行にあっても、平成 1 7 年 9 月 3 0 日において実質的に負担軽減を受けているかどうかにより判断することとなる。

（問 9）多床室、従来型個室又はユニット型準個室に入所する利用者負担第 2 段階又は第 3 段階の実質的負担軽減者は、居住費を含め利用者負担額を決定することとなっている。

この場合、ユニット型準個室を利用すると居住費は 0 円となり、多床室を利用すると居住費が 3 2 0 円となるケースも生じるが、このような取扱いでよいか。

（答）

実質的負担軽減者の場合、食費、居住費及び利用者負担の合計が介護保険法施行前の費用徴収額を上回らないように算定するため、こうしたケースもある。

(問 10) 実質的負担軽減者以外の旧措置入所者について、一般の入所者と同様の減免制度を適用した場合、費用徴収額を上回る場合があるが、そのような取扱いでいいのか。

(答)

実質的負担軽減者以外の旧措置入所者については、一般の入所者と同様の減免制度が適用されることとなるので、介護保険法施行前の費用徴収額やこれまでの利用者負担額を上回る場合もある。

(問 11) 実質的負担軽減者である旧措置入所者が年度途中で、同一施設内において居室の種別を変更する場合においては、認定証等の取扱いはどうなるのか。

(答)

- 1 実質的負担軽減者については、入所する居室の種別に対してのみ認定を行うことから、居室の種別を変更する場合には、認定証を改めて交付する必要があるため、改めて利用者の方から申請が必要となる。
- 2 申請にあたっては、申請書の「特定負担限度額申請事由」の「その他」欄に、「平成〇〇年〇月〇日に居室を変更するため」等を記載するなど、適宜対応すること。
- 3 「介護保険特定負担限度額認定証」の取扱いについては、月の途中で居室の種別が変更となった場合において、変更後の居室の種別における適用年月日は、申請日の属する月の初日にさかのぼることとする。
- 4 居室の種別を変更したことにより、給付率が変更となる場合があるが、その場合において変更後の給付率は、申請日の属する月の初日にさかのぼって適用することとする。
- 5 居室の種別を変更したことにより、新たに認定をするにあたって、その時点で要介護度が変更している場合には、変更後の要介護度に対応する介護報酬により算定することとする。

(問 1 2) 実質的負担軽減者である旧措置入所者が年度途中で、A特養から B特養に入所した場合において、認定証等の取扱いはどうなるのか。

(答)

- 1 認定証を改めて交付する必要があるので、利用者が速やかに申請を行うことが必要となる。
- 2 「介護保険特定負担限度額認定証」の取扱いについて、施設を変更した場合において、適用年月日はB特養に入所した日から適用することとする。
- 3 「介護保険利用者負担減額・免除等認定証」の取扱いについて、B特養に入所したことにより、給付率が変更となる場合があるが、その場合において変更後の給付率は、施設を変更した日の属する月の初日にさかのぼって適用することとする。(この場合、A特養は変更後の給付率を知らないので、保険者と施設で連絡をとりあうこと。)